

保医発 0930 第 4 号
令和 3 年 9 月 30 日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 3 年 10 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号)の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の定義について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号)の一部改正について

の 3 の 133 (2) ア中の「大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変」を「大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変又はステント内再狭窄病変」に改める。

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

別表の の 133(4) キ中の「大腿膝窩動脈の自家血管に狭窄病変」を「大腿膝窩動脈の自家血管に狭窄病変若しくはステント内再狭窄病変」に改める。